

<p>春闘討論集会</p> <p>日時：12月8日(土)13:30～ 場所：千葉土建会館</p>	 <p>ホームページ http://chibarouren.org/ メール chibarouren@exc1.ocn.ne.jp</p>	<p>第324号</p> <p>2018年</p> <p>11月21日</p>	<p>発行 千葉県労働組合連合会 〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター 3F</p> <p>電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138</p> <p>発行人 本原康雄 定価20円</p>
---	---	---	--

<p>第 324 号 URL 版 2018 年 11 月 30 日</p> <p>発行 千葉県労働組合連合会</p>	<p>〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター</p> <p>電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138</p> <p>発行人 本原康雄 定価 20 円</p>
--	--

【1面】

市民と野党の共闘で 改憲と増税のストップを

第 4 次安倍内閣が発足して初となる臨時国会が 10 月 24 日に開会しました。所信表明演説では美辞麗句を並べていますが、来年 10 月からの消費税増税や憲法改正に執念を燃やしています。国会の焦点とたたかひの展望はどこにあるのか本原議長に伺いました。

通常国会閉幕後、安倍首相は森友学園や加計学園の問題について「今後も丁寧に説明する」と発言していましたが、この問題にはいっさい触れず、一方で来年 10 月からの消費税の 10%への引き上げを強行しようとしています。

消費税増税は中止を

「アベノミクス」では日本経済は回復せず、労働者の実質賃金も消費も落ち込んだままです。しかもゴマカシの「軽減」税率やインボイス制度の導入などによって、消費者にも中小業者にも混乱と負担が押し付けられようとしています。消費税に対する基本的立場は違っても、「増税には反対」というのが野党の共通の立場です。この共闘を広げ、来年の参院選に向けて増税中止の世論を大きくすることが重要です。

改憲発議断念へ

首相による改憲策動はいよいよ重大です。誰よりも憲法を守るべき首相が国会で改憲議論を呼びかけ、三権分立の原則を踏みにじっています。また、政治的中立が厳しく求められている自衛隊の観閲式の場で、最高指揮官の首相が改憲を叫ぶなど、常軌を逸した言動を重ねています。朝鮮半島の平和を目指す対話の流れに逆行する改憲策動に対して、どの世論調査でも臨時国会での改憲発議には反対する世論が過半数です。この点でも市民と野党の共闘、そして 3000 万人署名をさらに広げ、改憲を断念させる取り組み強化が求められています。

外国人労働者の人権保護を

臨時国会では「入管法」の改正も重大な課題です。現在でも技能実習生などの多くが人権侵害、無権利状態に置かれています。そうした問題を解消する対策は曖昧なまま、外国人労働者の拡大だけを優先する「入管法」の改正は、日本人も含めた労働市場に悪影響を及ぼすことになりかねません。拙速な見直しに反対し、人権保護の総合的な政策確立を求める運動が求められています。

12 月 8 日には、安保法廃止！オール千葉が市民と野党の共闘を強化すべく、県民集会を開催します。ぜひとも参加していただけるようよろしくお願いいたします。



斎藤さんの話に聞き入る聴衆

独裁国家は許さない 共謀罪連絡会が学習会開催

千葉労連も参加する共謀罪廃止千葉県連絡会は 10 月 26 日、千葉市民会館で「共謀罪と監視社会」と題して学習会をおこないました。講師はフリージャーナリストの斎藤貴男さんです。

斎藤さんは「共謀罪法はいつ誰が逮捕されてもおかしくなく、誰に適用するかは警察が決めることである。市民が関心を持ち、抵抗を続けることが重要」と述べました。

そして、司法取引や盗聴法の改悪等により警察の権力が拡大しましたが、警察はそれだけではなく将来的には会話の盗聴や DNA データベースの構築等を目指しています。また、監視カメラ・マイナンバー等による監視がある他、警察は日ごろ多くの人々が活用している SNS によって、個人の情報の取得が容易になっていることが報告されました。

最後に「政府は道徳教育の介入姿勢を強めており、この姿勢と監視システムが結びつければ、国家像に沿った人間を作り出すのは簡単だ。日本は現政権に限らず、独裁国を作る方向に進んでいる。批判で終わるのではなく、新しい方向性を打ち出すことも必要になる」と結びました。

共謀罪法は、言論弾圧をした治安維持法の再来と言われています。同法の成立はまさに国が戦争に進む予兆で、この流れを止めるために、憲法 9 条改悪だけは何としても阻止する必要があります。

ちば労働学校による校外学習 戦争をさせない決意を新たに

ちば労働学校の校外学習で 11 月 10 日、国会と靖国神社の遊就館へ行きました。

「国会の中に入ったことのある人」の問いに、すぐに手が上がったのは半分で、初めての参加者を含め 24 名でした。1994 年小選挙区制、2006 年教育基本法改悪、2015 年戦争法と三度国会内に入ったこと、最近では国会が審議もろくにせず、強硬採決を繰り返して来たことを思い出しました。同時に世界に誇る、尊敬を集める日本国憲法が成立したのもこの場所です。

次に、靖国神社遊就館に行きました。七五三の参拝者でにぎわい、複雑な思いになりました。ミニ学習で靖国が戦没者慰霊のための神社でないこと、戊辰以降の戦争で死んだ軍人が神にされること、戦死でない神は A 級戦犯だけであること、戦前は陸海軍の予算を使った軍の神社であることを学びました。

靖国神社では、「大東亜戦争（太平洋戦争）」は、アジアの人々や日本国民のための戦争であるという展示が繰り返されています。そこにかつて日本軍がアジアの土地に侵略していった事実はありません。

特攻で死ぬ前に家族に宛てた手紙や写真、兵に宛てた手紙の山のような展示には気が滅入りました。私の叔父も遺族の意思に反してここで神になっています。210 万人の国民を死に追いやった責任者たちが神になっている神社を、首相が参拝する意味も問いたいです。

民主主義を考え、戦争をさせない決意を新たに学習になりました。

【ちば労働学校校長・徳田暁生さん寄稿記事】

波 涛

水道民営化を含む水道法改正案が衆議院で可決された。市町村の財政難を理由に水道事業を民営化できる法案である▼現在でも 8730 円の差、全国でも地域差がある。月額 210 円の愛媛県八幡浜市や矢野畑市に始まり、月額 8940 円の熊本県宇城市郡浦地区がある。これが民営化になったらどうなるか、真剣に考えたい▼海外では民間の水道事業者が利益を追いかけたことによって、水道料金が 4～5 倍になり、民営化が失敗し再公営化に戻している▼人間が生きる為に必要な水を公的機関がやらないで民間がやれば利益を追求し、安い労働者が増える。安全・安心は後回しされ、まともな運営ができるとは思えない。



【2面】

大好評の高秀牧場バスツアー 地域に優しい循環型酪農



人懐っこい牛との触れ合いを楽しんで

10月21日、千葉労連女性部は八千代牛乳の生産牧場である高秀牧場へのバスツアー「自然いっぱいの牧場で、ランチ&交流をしよう！」を実施し、子どもを含む34名が参加しました。前回の横田基地へのバスツアーが良かったため、今回も参加したという人もいました。

牧場スタッフの高橋温香さんの案内の元、牛が150頭いる事、工房ではチーズや加工品販売をしている事、コンクールで多くの賞を受賞している事を聞きました。

誇りのある仕事

高橋さんは「酪農家にとって大事な資源である糞は、循環させています。畑に撒き、牛のエサを育て、食べます。地域でも田んぼで堆肥を使い米を育て、食べ、地域ごと循環させています。お金をかけゴミとして処理する物を栄養に変え、牛乳にし、乳牛として終えたら肉になる、可愛いだけでなく、もはや尊敬すべき生き物。その様に思えたことで酪農家はとても誇りのある仕事と自ら思えます」と酪農家の魅力を話しました。

昼食にはピザとシチューをいただき、チーズやジェラートを楽しんだ後、牧場を後にし道の駅で地元野菜や果物を買ひ、十分に楽しみ、女性部バスツアーは終了しました。

参加者からは「乳の出る期間、牛舎にずっといるのが可哀相なので牛にとってよい方法が早く見つければいいと思った」「牛乳は保育園で子どもが毎日飲む飲み物。八千代牛乳の製造過程を知る事が出来た」「酪農家の話も分かりやすく、環境に配慮して酪農されている点がとてもいいと思った」という感想が寄せられました。

大幅賃上げ求め 全県キャラバン

千葉労連は10月4日から19日にかけて、55区市町村を巡る自治体キャラバンに取り組みました。大幅賃上げの実現こそ地域経済再生の道という立場で、「自治体職員の賃金・労働条件の改善」や「自治体発注の公共工事や委託事業に従事する労働者の賃金労働条件の改善」等を主なテーマに懇談しました。

自治体職員の賃金・労働条件では、2 年後から現行の臨時・非常勤職員を「会計年度任用職員」に変わります。新たに公募するということもあり、現行の臨時・非常勤職員が全員採用されるようにすべきと訴えました。自治体担当者も「経験を積んでいる現行の臨時・非常勤職員の人たちがいないと、仕事は回らず今いる人たちが残れるようにしていきたい」と回答しました。

自治体発注の公共工事や委託事業に従事する労働者の賃金・労働条件の改善では、野田市と我孫子市が公契約条例を制定しています。その他の自治体では「努力している」「独自の要綱があり、それで対応している」「野田市や我孫子市の条例を研究したり、近隣自治体の動向を見ている」等の回答でした。

この数年間で設計労務単価が上がりましたが、その分は下請け労働者にまで反映されていません。参加者は「現場で働いている労働者にはほとんど反映されていない。しっかりと反映されるよう力を入れてほしい」と訴えました。

労働相談一ヶ月 ～労災指定医外の受診注意～

Q 職場で負傷してしまい、近くの医者を受診しました。労災なので治療費を全額支払い、2 週間休み、その後労災の手続きをおこなうことになりました。療養補償と休業補償を提出することになり、医師の証明欄を貰いに医者に行ったところ、1 通 6 0 0 0 円、2 通で 1 2 0 0 0 円必要ですと言われました。生活が苦しくとても 1 2 0 0 0 円は払えません。貧しいと労災の請求もできないということでしょうか。

A 相談者は「労災保険指定」になっていない医院を受診していました。労働局に確認すると「労災指定医」になっていないところでの診療は、自由診療になり、労災保険請求用紙の医師証明の代金は支払えません。千葉県内の医師は、ほとんどの医療機関が「労災保険指定医」になっていますが、ごく少数のところ「指定」を受けていないという話でした。本来、請求用紙の医師証明は無料なのに、お金がなくて労災請求ができないという事実を指摘しましたが、制度なのでという説明でした。

このような場合の対応の仕方は、①すぐに「指定」を受けている病院に転院し、請求を行うこと。②災害発生から転院までの間の補償は、会社に請求することになります。本来、労働災害の補償責任は会社にあります。労災保険は企業がおこなう補償を肩代わりしている制度ですから、労災保険が支払えないという場合は、会社が支払うことになります。最終的には、労災請求はできることとなりますが、会社が仕組みを理解していないとトラブルになります。労災事故が発生した場合、すぐに病院に行くことは当然ですが、その時は必ず「労災事故」ですということを医療機関に伝えましょう

【中林】